新潟県	株式会社リンコーコーポレーション、日本海倉庫株式会社、新潟東洋埠頭株式会社、富士運輸株式会社、新光港運株式会社、丸肥運送倉庫株式会社、リンコー運輸株式会社及び直江津海陸運送株式会社
富山県	伏木海陸運送株式会社、株式会社丸共組、伏木貨物自動車株式会社、北陸日本海油送株式会社、富山港湾運送株式会社、富山太平洋物流株式会社、ＦＫＫエンジニアリング株式会社、日本海産業株式会社、ＦＫＫエアーサービス株式会社及び一般社団法人全日検北陸事業所伏木
石川県	七尾海陸運送株式会社及び一般社団法人全日検北陸事業所七尾
福井県	敦賀海陸運輸株式会社及び一般社団法人全日検北陸事業所敦賀
愛知県	一般社団法人全日検名古屋支部、一般社団法人日本貨物検数協会名古屋支部、愛知海運株式会社及び由良海運株式会社
三重県	日本トランスシティ株式会社及び伊勢湾倉庫株式会社
京都府	飯野港運株式会社及び一般社団法人全日検北陸事業所舞鶴
大阪府	有限会社岡崎公栄社、本四海峡バス株式会社大阪支所、日本郵便輸送株式会社近畿支社堺営業所、永尾運送株式会社及び共正陸運株式会社大阪支店
兵庫県	株式会社神戸フェリーセンター、宝塚都市環境サービス株式会社、本四海峡バス株式会社洲本営業所、本四海峡バス株式会社大磯営業所、山陽バス株式会社垂水営業所、山陽バス株式会社小束山営業所及び京阪神道路サービス株式会社
鳥取県	境港海陸運送株式会社
徳島県	本四海峡バス株式会社徳島営業所及び共正陸運株式会社
香川県	日本通運株式会社坂出支店
福岡県	博多港運株式会社及び博多海陸運送株式会社
長崎県	株式会社九商コーポレーション、九商産業株式会社及び株式会社小値賀共運組
鹿児島県	合資会社吉田海運産業会社、合資会社仲村運輸、有限会社竹畑運送店、中川運輸株式会社、鹿児島海陸運送株式会社、株式会社共進組、第一海運株式会社及び鹿商海運株式会社
沖縄県	株式会社オウ・ティ・ケィ、沖縄港運株式会社、琉球港運株式会社、株式会社第一港運、琉球物流株式会社、沖縄第一倉庫株式会社、第一荷役運送株式会社、那覇埠頭倉庫株式会社、株式会社東洋、琉球倉庫運輸株式会社、中央倉庫運輸株式会社、マルエー物流株式会社、株式会社沖縄急送、株式会社きょうはい、株式会社小禄運輸、株式会社ロジカルサポート、沖縄セメント工業株式会社、琉球海運株式会社、一般社団法人全沖縄検数協会、八重山港運株式会社、美崎運輸株式会社及び石垣港運株式会社

公　告

諸　事　項

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第２号の規定に基づき、平成27年２月27日から２週間の土地家屋調査士業務の停止の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成27年３月９日

千葉地方法務局長　佐生　道夫

記

氏名　片野　謙二

所属する土地家屋調査士会　千葉県土地家屋調査士会

登録番号　千葉第1372号

事務所の所在地　千葉県柏市若柴341番地５

違反行為　虚偽の調査、測量の禁止等

公示送達

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第42条第２項ただし書き及び第３項の規定に基づき、以下のとおり公示する。

平成27年３月９日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

審査請求人　宮崎県日向市大字財光寺297－１

鈴木　明美

上記の者に送達すべき平成26年６月23日付け審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館（厚生労働省）517号室内で保管されており、いつでも審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法第42条第２項ただし書き及び第３項の規定により公示する。

平成27年３月９日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

（備考）裁決の主文及び年月日

裁決の主文　本件審査請求を却下する。

裁決年月日　平成成26年12月25日

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第42条第２項ただし書き及び第３項の規定に基づき、以下のとおり公示する。

平成27年３月９日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

審査請求人　埼玉県東松山市五領町２－９スウィートマンション303

愛甲　哲也

上記の者に送達すべき平成25年12月９日付け審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館（厚生労働省）517号室内で保管されており、いつでも審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法第42条第２項ただし書き及び第３項の規定により公示する。

平成27年３月９日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

（備考）裁決の主文及び年月日

裁決の主文　本件審査請求を棄却する。

裁決年月日　平成26年12月22日

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２７年（家）第１９号

鳥取県鳥取市青谷町河原834番地

申立人　細川　恵子

本籍大阪府大阪市淀川区三国本町３丁目324番地、最後の住所鳥取県鳥取市湖山町南５丁目222番地57、死亡の場所鳥取県鳥取市、死亡年月日平成26年11月22日、出生の場所大阪府大阪市東淀川区、出生年月日昭和39年７月16日、職業会社員

被相続人　亡　森井　竜也

事務所鳥取県鳥取市片原１丁目115番地　カイナンマンション200号　弁護士法人菜の花菜の花総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山崎　優

鳥取家庭裁判所

平成２６年（家）第３０４４３号

広島市中区紙屋町１丁目１番13号長崎ビル２階

申立人　臼田　耕造

本籍広島市西区己斐西町1610番地、最後の住所広島市南区向洋新町３丁目23番６号山上雅弘方、死亡の場所広島市南区、死亡年月日平成24年12月３日、出生の場所広島県佐伯郡廿日市町、出生年月日昭和３年６月14日、職業無職

被相続人　亡　山口　和彦

事務所広島市中区紙屋町１丁目１番13号長崎ビル２階臼田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　臼田　耕造

広島家庭裁判所

平成２６年（家）第７０５８号

山口県防府市大字上右田21番地

申立人　原田フジ子

本籍山口県防府市大字田島2025番地１、最後の住所申立人の住所に同じ、死亡の場所山口県防府市、死亡年月日平成26年10月２日、出生の場所山口県防府市、出生年月日昭和15年５月26日、職業無職

被相続人　亡　山根　清之

山口県山口市宮野下3301番地７

相続財産管理人　平野眞由美

山口家庭裁判所

平成２７年（家）第３号

徳島県三好郡東みよし町西庄字西伊勢久保67番地３

申立人　田岡　和枝

本籍徳島県三好郡東みよし町毛田1667番地、最後の住所徳島県三好郡東みよし町西庄字西伊勢久保67番地の３、死亡の場所徳島県三好市、死亡年月日平成18年６月30日、出生の場所徳島県三好郡三庄村、出生年月日昭和30年７月３日、職業自営業（農業）

被相続人　亡　田岡　武

事務所徳島県美馬市脇町大字脇町337－８田辺ビル２階　美馬法律事務所

相続財産管理人　弁護士　梶野　正寛

徳島家庭裁判所池田出張所